

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月26日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・業務部長 松井 貞二郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理・業務部長 松井 貞二郎
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : Australian Investment Exchange Limited  
住所 : Level 13, 1 Market Street, Sydney, New South Wales 2000, Australia  
代表者の氏名 : Eric Blewitt  
資本金 : 42,690,597豪ドル  
事業の内容 : 証券取引管理やポートフォリオ管理等のバックオフィスサービス

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個(間接所有分 : - 個)

異動後 : 66,032,567個(間接所有分 : 66,032,567個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %(間接所有分 : - %)

異動後 : 100.0%(間接所有分 : 100.0%)

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社の完全子会社であり、豪州の地域統括会社であるNomura Research Institute Australia Pty Ltdが、Australian Investment Exchange Limitedの株式を取得し、子会社としました。Australian Investment Exchange Limitedの資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。なお、株式の取得と同時に増資を行っているため、上記においては増資後の内容を記載しています。

異動の年月日 : 2021年5月3日